

南区連合町内会長連絡協議会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、南区連合町内会長連絡協議会（以下「本会」という。）と称し、南区役所内に事務所を設置する。

(目的)

第2条 本会は、南区内各連合自治会町内会相互の連絡を密にするとともに、南区の発展及び振興を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、南区内の各連合自治会町内会長（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第4条 本会に次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 会長は、構成員の互選によって定める。

3 役員任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

4 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

(推薦委員会)

第5条 会長の選任にあたっては、推薦委員会を設置する。

(1) 推薦委員会は、第4条第1項第1号に定める会長の推薦結果を会に提案する。

(2) 推薦委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(3) 委員は、第4条第1項に定める役員を除く構成員から選任する。

2 副会長、会計及び監事は会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 会計は、本会の会計を所掌する。

4 監事は、本会の事務事業の執行を監理する。

(会議)

第7条 本会の会議は、毎月定例日に会長が招集する。ただし、必要があるときは、会長は臨時に会議を招集することができる。

2 会議の議長は、会長が務める。

(事業)

第8条 この会は、次に掲げる事業を行う。

(1) 区内の各自治会町内会長から提出される広報連絡事項及び行政機関からの広報伝達協力に関する事。

(2) 区内の各自治会町内会長の連絡調整及び区内の他の団体との連絡に関する事。

(3) その他この会の目的達成に必要な事項

(会計)

第9条 本会の経費は、会費、補助及び寄附金等をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(規約改正)

第10条 この規約を改正するときは、会員の3分の2以上の議決を要する。

(委任)

第11条 この規約の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成21年2月20日から施行する。